

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 生活課

許認可等の内容	墓地、納骨堂又は火葬場の経営許可の変更又は廃止の許可	市 No. 2
---------	----------------------------	---------

根拠法令及び条項	墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項	
審査基準	関係条項	墓地、埋葬等に関する法律施行細則第2条第2項及び第3項
	基準 (未設定の場合はその理由)	○墓地・埋葬等に関する法律第10条第2項 1 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、<u>都道府県知事</u>※の許可を受けなければならない。(※「市長」と読み替え) 2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。 ○墓地・埋葬等に関する法律施行細則第2条第2項及び第3項 2 法第10条第2項の規定により墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を受けようとする者は、変更許可申請書(別記様式第2号)に前項各号に掲げる書類を添付して、<u>管轄保健所長</u>※に提出しなければならない。(※「市長」と読み替え) 3 法第10条第2項の規定により墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、廃止許可申請書(別記様式第3号)に次掲げる書類を添付して、<u>管轄保健所長</u>※に提出しなければならない。 (1) 地方公共団体以外の法人にあっては墓地等の廃止に係る当該法人の意思決定機関の決定を証する書類、その他の者にあっては墓地等の使用者の当該墓地等の廃止に同意する書類 (2) 墓地にあっては、改葬報告書 (3) 前2号に掲げるもののほか、<u>管轄保健所長</u>※が必要と認める書類 ○墓地等事務取扱要領第6条 墓地等の区域変更許可は、細則第2条第2項の規定によるほか、次に掲げる事項に留意して行うこと。 (1) 墓地等の変更は、既設墓地等と一体性が保たれている場合とすること。 (2) 改葬を必要とする場合の墓地区域の縮小については、改葬終了後に申請書を受理すること。 (3) 墓地区域の縮小及び拡張が同時に発生する場合については、縮小及び拡張の場合のそれぞれの添付書類が必要になること。 (裏面へ)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日 設定 平成 年 月 日 変更(※) 平成 年 月 日 変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30 日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日 設定 平成 年 月 日 変更(※) 平成 年 月 日 変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 生活課

許認可等の内容	墓地、納骨堂又は火葬場の経営許可の変更又は廃止の許可	市 No. 2
---------	----------------------------	---------

(裏面)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	○墓地等事務取扱要領第 8 条 区域変更許可申請に対する審査は、次に掲げる事項に留意して行うこと。 (1) 書類審査は、添付書類がこの要領の規定に適合すること。 (2) 現地調査は、当該地及び周辺の状況について公衆衛生上支障がないか確認し、公共施設等の位置関係も確認すること。 (3) 細則第 5 条の規定により工事完了届が提出されたときは、検査のうえ当該墓地等が申請どおり造成されたことを確認し、変更があったときは造成図の差し替え等適切に指導をすること。 ○墓地等事務取扱要領第 9 条 墓地等の廃止許可は、細則第 2 条第 3 項の規定によるほか、次の事項に留意すること。 (1) 墓地等の廃止は、既設墓地等の全部を廃止する場合とすること。 (2) 改葬を必要な場合にあっては、全ての墳墓の改葬終了後に申請書を受理すること。 (3) 使用権が設定されており、かつ、死体又は焼骨の埋葬がない区画がある場合にあっては、使用権者の同意書が必要であること。 ○墓地等事務取扱要領第 11 条 廃止許可申請に対する審査は、次に掲げる事項に留意して行うこと。 (1) 書類審査は、添付書類がこの要領の規定に適合すること。 (2) 現地調査は、改葬が完了していることを確認し、墓碑等が残っている場合には適正に処理するよう指導すること。
------	---------------------	---

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 生活課

許認可等の内容	墓地使用の許可	市 No. 8
---------	---------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市墓地使用条例第 1 条の 2
審査基準	関係条項	鹿沼市墓地使用条例第 1 条の 2 及び第 3 条 鹿沼市墓地使用条例施行規則第 2 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	○鹿沼市墓地使用条例第 1 条の 2 鹿沼市墓地（以下「墓地」という。）を使用する者は、この条例の定めるところにより市長の許可を受けなければならない。 ○鹿沼市墓地使用条例第 3 条 墓地を使用しようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) 本市に引き続き 6 月以上住所を有する者であること。 (2) 本人及び本人と同一の世帯に属する者に使用することができる墳墓等がないこと。 (3) 埋蔵しようとする焼骨を有していること。 ○鹿沼市墓地使用条例施行規則第 2 条 条例第 1 条の 2 の規定により墓地の使用許可を受けようとする者は、鹿沼市墓地使用許可申請書(様式第 1 号)に住民票の写しを添えて市長に申請しなければならない。 ○内規 (H13. 12. 21 市長決裁) 鹿沼市見笹霊園条例の規定に加えて、次の使用者資格を定める。 ・使用者は鹿沼市に引き続き 6 月以上住所を有していること。 ・使用者及びその家族が使用する墳墓を持っていないこと。 ・使用者は原則として遺骨を保有していること。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 1 3 年 1 2 月 2 1 日変更 (※使用者資格の追加) 令和 8 年 4 月 1 日変更 (※墓地使用条例 3 条内容変更)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日 (休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

市民部 生活課

不利益処分の内容	墓地使用権の消滅	市 No. 1 0
----------	----------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市墓地使用条例第 8 条
処分基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 次の各号のいずれかに該当するときは、墓地の使用権は、消滅する。 (1) 使用者及びその家族が住所不明となり、かつ、縁故者がなく 1 0 年を経過したとき。 (2) 使用者が墓地を返還したとき。 2 前項の規定により使用権が消滅したときは、市長は、その墳墓を一定の場所へ改葬し、又は移転することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 令和 8 年 4 月 1 日変更 (※第 2 項の一部を変更) 令和 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 生活課

許認可等の内容	墓地使用権承継の許可	市 No. 1 1
---------	------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市墓地使用条例第 9 条
審査基準	関係条項	鹿沼市墓地使用条例施行規則第 5 条 民法第 8 9 7 条
	基準 (未設定の場合 はその理由)	○鹿沼市墓地使用条例第 9 条 墓地の使用権は、祖先の祭祀を主宰すべき者※（以下「承継者」という。）が承継するものとする。（※民法参照） 2 前条第 1 項の規定により使用権が消滅した後であっても、墳墓を改葬する以前に前使用者の承継者がその場所の使用を希望するときは、市長は、特に使用権の承継を許可することができる。 ○鹿沼市墓地使用条例施行規則第 5 条 条例第 9 条により墓地を承継して使用することを希望する者は、鹿沼市墓地承継使用許可申請書（様式第 4 号）を提出し許可を受けなければならない。 ○民法第 8 9 7 条 系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する。但し、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が、これを承継する。 2 前項本文の場合において慣習が明かでないときは、前項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所がこれを定める。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）
	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 即日（休日は含まない。）
標準処理期間	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 生活課

許認可等の内容	墓地永代使用料の還付	市 No. 1 3
---------	------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市墓地使用条例第 1 1 条第 4 項ただし書														
審査基準	関係条項	鹿沼市墓地使用条例施行規則第 8 条														
	基準 (未設定の場合はその理由)	○鹿沼市墓地使用条例第 1 1 条第 4 項 4 既に納付した永代使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 ○鹿沼市墓地使用条例施行規則第 8 条 条例第 1 1 条第 4 項ただし書の規定により、永代使用料の一部を還付することができるのは、条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当し、かつ、使用者が使用の許可を受けた日から 5 年以内に返還したときとし、その割合は、次に掲げるとおりとする。(下表) <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用許可後の期間</th> <th>墓所を使用しなかった場合</th> <th>墓所を使用後原状に復して返還された場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年以内</td> <td>8 0 パーセント</td> <td>7 0 パーセント</td> </tr> <tr> <td>1 年を超え 3 年以内</td> <td>6 0 パーセント</td> <td>5 0 パーセント</td> </tr> <tr> <td>3 年を超え 5 年以内</td> <td>4 0 パーセント</td> <td>3 0 パーセント</td> </tr> </tbody> </table> 2 前項の規定による永代使用料の還付を請求しようとする者は、墓地永代使用料還付申請書(様式第 7 号)により市長に申請しなければならない。			使用許可後の期間	墓所を使用しなかった場合	墓所を使用後原状に復して返還された場合	1 年以内	8 0 パーセント	7 0 パーセント	1 年を超え 3 年以内	6 0 パーセント	5 0 パーセント	3 年を超え 5 年以内	4 0 パーセント	3 0 パーセント
		使用許可後の期間	墓所を使用しなかった場合	墓所を使用後原状に復して返還された場合												
		1 年以内	8 0 パーセント	7 0 パーセント												
		1 年を超え 3 年以内	6 0 パーセント	5 0 パーセント												
3 年を超え 5 年以内		4 0 パーセント	3 0 パーセント													
参考事項																
設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)															
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 3 日(休日は含まない。)														
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)														

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 生活課

許認可等の内容	見笹霊園使用の許可	市 No. 1 6
---------	-----------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市見笹霊園条例第 4 条第 1 項
審査基準	関係条項	鹿沼市見笹霊園条例第 3 条第 2 項 鹿沼市見笹霊園条例第 3 条の 2 鹿沼市見笹霊園条例施行規則第 2 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	○鹿沼市見笹霊園条例 第 3 条 2 墓所の種別は、次に掲げるとおりとする。 (1) 区画墓地 1 の墳墓ごとに区画された墓所 (2) 合葬墓地 1 の墳墓に複数の焼骨を合わせて埋蔵する墓所 第 3 条の 2 区画墓地を使用しようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) 本市に引き続き 6 月以上住所を有する者であること。 (2) 本人及び本人と同一の世帯に属する者に使用することができる墳墓等がないこと。 (3) 埋蔵しようとする焼骨を有している者であること。 2 合葬墓地を使用しようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) 前項第 1 号及び第 2 号に該当する者であること。 (2) 埋蔵しようとする焼骨を有している者又は 7 0 歳以上の者であって自己の焼骨の埋蔵を目的とするものであること。 ○鹿沼市見笹霊園条例施行規則 第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規定により墓所の使用許可を受けようとする者は、区画墓地の場合にあっては墓所永代使用許可申請書(様式第 1 号)、合葬墓地の場合にあっては鹿沼市見笹霊園合葬墓地使用許可申請書(様式第 1 号の 2)に住民票の写しを添えて、市長に申請しなければならない。 ○内規(H13.12.21 市長決裁) 鹿沼市見笹霊園条例の規定に加えて、次の使用者資格を定める。 ・使用者は鹿沼市に引き続き 6 月以上住所を有していること。 ・使用者及びその家族が使用する墳墓を持っていないこと。 ・使用者は原則として遺骨を保有していること。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 1 3 年 1 2 月 2 1 日変更(※使用者資格の追加) 令和 8 年 7 月 1 日変更(※使用者資格を条例に追加、合葬墓地の内容を追加)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日(休日は含まない。)

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 生活課

許認可等の内容		見笹霊園使用の許可	市 No. 1 6
間	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

市民部 生活課

不利益処分の内容	見笹霊園の墓所の使用権の消滅	市 No. 1 7
----------	----------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市見笹霊園条例第 8 条第 2 項
処分基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	2 次の各号のいずれかに該当するときは、墓所の使用権は、消滅する。 (1) 区画墓地の使用者及びその家族が住所不明となり、かつ、縁故者がなく 1 0 年を経過したとき。 (2) 区画墓地の使用者が、これを返還したとき。 (3) 合葬墓地の使用者が、合葬墓地を使用する必要がなくなったとき (当該使用者が有する焼骨が合葬墓地に埋蔵されているときを除く。)。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 令和 8 年 7 月 1 日変更 (※墓所を区画墓地とし合葬墓地について追加) 令和 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 生活課

許認可等の内容	見笹霊園永代使用料の還付	市 No. 2 1
---------	--------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市見笹霊園条例第 1 2 条第 4 項														
審査基準	関係条項	鹿沼市見笹霊園条例施行規則第 1 3 条														
	基準 (未設定の場合はその理由)	○鹿沼市見笹霊園条例第 1 2 条第 4 項 既に納付した永代使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。 ○鹿沼市見笹霊園条例施行規則第 1 3 条 条例第 1 2 条第 4 項ただし書の規定により、永代使用料の一部を還付することができるのは、条例第 8 条第 2 項第 2 号又は第 3 号に該当し、かつ、使用者が使用の許可を受けた日から 5 年以内に返還したときとし、その割合は、次に掲げるとおりとする。(下表)														
		<table><tr><td>使用許可後の期間</td><td>墓所を使用しなかった場合</td><td>墓所を使用後原状に復して返還された場合</td></tr><tr><td>1 年以内</td><td>8 0 パーセント</td><td>7 0 パーセント</td></tr><tr><td>1 年を超え 3 年以内</td><td>6 0 パーセント</td><td>5 0 パーセント</td></tr><tr><td>3 年を超え 5 年以内</td><td>4 0 パーセント</td><td>3 0 パーセント</td></tr></table>			使用許可後の期間	墓所を使用しなかった場合	墓所を使用後原状に復して返還された場合	1 年以内	8 0 パーセント	7 0 パーセント	1 年を超え 3 年以内	6 0 パーセント	5 0 パーセント	3 年を超え 5 年以内	4 0 パーセント	3 0 パーセント
		使用許可後の期間	墓所を使用しなかった場合	墓所を使用後原状に復して返還された場合												
		1 年以内	8 0 パーセント	7 0 パーセント												
1 年を超え 3 年以内	6 0 パーセント	5 0 パーセント														
3 年を超え 5 年以内	4 0 パーセント	3 0 パーセント														
2 前項の規定による永代使用料の還付を請求しようとする者は、墓所永代使用料還付申請書(様式第 9 号)により市長に申請しなければならない。																
参考事項																
設定等年月日		平成 9 年 1 0 月 1 日設定 令和 8 年 7 月 1 日変更(※根拠法令及び条項の第 3 項を第 4 項に施行規則第 1 3 条の一部を変更) 令和 年 月 日変更(※)														
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 3 日(休日は含まない。)														
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)														

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

市民部 生活課

不利益処分の内容	放置された自転車等に対する措置	市 No. 29
----------	-----------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市交通安全対策条例第8条
処分基準	関係条項	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第6条第3項
	基準 (未設定の場合はその理由)	(放置自転車に関する措置) 第8条 (略) 2 市長は、公共の場所に自転車が放置されているときは、当該自転車を市長があらかじめ定めた場所に撤去し、保管することができる。 3・4 (略) 5 市長は、第2項の規定により撤去し、保管した自転車につき、第3項前段の規定による告示の日から起算して1月を経過してもなお引取りのない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第3項の規定により当該自転車を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車につき買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車につき廃棄等の処分をすることができる。 6 第3項の告示の日から起算して6月を経過してもなお第2項の規定により保管した自転車(前項前段の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該自転車の所有権は、市に帰属する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成11年 7月 1日変更(※) 平成12年12月22日変更(※売却の実施)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 市民協働課

許認可等の内容	利用の許可	市 No. 3 0
---------	-------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市コミュニティセンター条例第 4 条
審査基準	関係条項	鹿沼市コミュニティセンター条例第 5 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市コミュニティセンター利用許可の基準 1 鹿沼市コミュニティセンター利用申請に対する許可 (条例第 4 条) (1) センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (2) 市長は、センターの施設管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする場合に条件を付すことができる。 2 鹿沼市コミュニティセンター利用許可基準 (条例第 5 条) 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。 (1) 他に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 1 号に規定する行為をいう。) を行うおそれがある者が利用し、又はセンターの利用が暴力団 (同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。) の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 施設又は附属設備を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 1 3 年 4 月 1 日設定 平成 1 6 年 8 月 1 日変更 (※許認可基準の明確化) 平成 2 5 年 3 月 1 日変更 (※暴力団排除条例の施行に伴う整理)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1 日 (休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 1 3 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

市民部 市民協働課

不利益処分の内容	利用許可の取消し等	市 No. 3 1
----------	-----------	-----------

処分基準	根拠法令及び条項	鹿沼市コミュニティセンター条例第11条
	関係条項	鹿沼市コミュニティセンター条例第4条第2項、第5条及び第10条
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市コミュニティセンター利用許可の取消し等 1 鹿沼市コミュニティセンター利用許可の取消し基準（第11条） 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命じることができる。 (1) 偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。 (2) 第4条第2項の規定により付した許可の条件に違反したとき。 (3) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 前条の規定に違反したとき。 2 第4条第2項の規定 市長は、センターの施設管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする場合に条件を付すことができる。 3 第5条の規定 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。 (1) 他に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又はセンターの利用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 施設又は附属設備を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。 4 第10条の規定 利用者は、許可を受けた目的以外にセンターを利用し、又はその利用に係る権利を譲渡し、若しくは貸与してはならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成13年 4月 1日設定 平成16年 8月 1日変更（※許認可基準の明確化） 平成25年 3月 1日変更（※暴力団排除条例の施行に伴う整理）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

市民部 市民協働課

不利益処分の内容	利用許可の取消し等	市 No. 3 3
----------	-----------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市板荷林業センター条例第3条
処分基準	関係条項	鹿沼市コミュニティセンター条例第4条第2項、第5条、第10条及び第11条
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市板荷林業センター利用許可の基準 1 鹿沼市板荷林業センター利用申請に対する許可（条例第3条） センターの利用については、鹿沼市コミュニティセンター条例（平成13年鹿沼市条例第5号）の規定を準用する。 2 鹿沼市コミュニティセンター利用許可の取消し基準（第11条） 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命じることができる。 (1) 偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。 (2) 第4条第2項の規定により付した許可の条件に違反したとき。 (3) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 前条の規定に違反したとき。 3 第4条第2項の規定 市長は、センターの施設管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする場合に条件を付することができる。 4 第5条の規定 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。 (1) 他に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又はセンターの利用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 施設又は附属設備を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。 5 第10条の規定 利用者は、許可を受けた目的以外にセンターを利用し、又はその利用に係る権利を譲渡し、若しくは貸与してはならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成16年 8月 1日変更（※許認可基準の明確化） 平成25年 3月 1日変更（※暴力団排除条例の施行に伴う整理） 令和 7年 9月29日変更（※鹿沼市コミュニティセンター条例改正に伴う整理）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 市民協働課

許認可等の内容	使用料の還付	市 No. 3 4
---------	--------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市板荷林業センター条例第 3 条
審査基準	関係条項	鹿沼市コミュニティセンター条例第 8 条
	基準 (未設定の場合 はその理由)	鹿沼市板荷林業センター利用許可の基準 1 鹿沼市板荷林業センター利用申請に対する許可（条例第 3 条） センターの利用については、鹿沼市コミュニティセンター条例 （平成 13 年鹿沼市条例第 5 号）の規定を準用する。 2 鹿沼市コミュニティセンター使用料の還付（条例第 8 条） 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれか に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 （1）利用者の責めに帰することができない理由により、センターを 使用することができなくなったとき。 （2）その他市長がやむを得ない理由があると認めたとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 令和 7 年 9 月 2 9 日変更（※鹿沼市コミュニティセンター条例改正 に伴う整理）
	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 1 日（休日は含まない。）
標準処理期間	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※ 平成 年 月 日変更（※

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

市民部 市民協働課

不利益処分の内容	利用許可の取消し等	市 No. 3 8
----------	-----------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市北部防災コミュニティセンター条例第3条
処分基準	関係条項	鹿沼市コミュニティセンター条例第4条第2項、第5条、第10条及び第11条
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市北部防災コミュニティセンター利用許可の基準 1 鹿沼市北部防災コミュニティセンター利用申請に対する許可（条例第3条） センターの利用については、鹿沼市コミュニティセンター条例（平成13年鹿沼市条例第5号）の規定を準用する。 2 鹿沼市コミュニティセンター利用許可の取消し基準（第11条） 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命じることができる。 (1) 偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。 (2) 第4条第2項の規定により付した許可の条件に違反したとき。 (3) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 前条の規定に違反したとき。 3 第4条第2項の規定 市長は、センターの施設管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする場合に条件を付すことができる。 4 第5条の規定 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。 (1) 他に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又はセンターの利用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 施設又は附属設備を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。 5 第10条の規定 利用者は、許可を受けた目的以外にセンターを利用し、又はその利用に係る権利を譲渡し、若しくは貸与してはならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成13年 8月13日設定 平成16年 8月 1日変更（※許認可基準の明確化） 平成25年 3月 1日変更（※暴力団排除条例の施行に伴う整理）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 市民協働課

許認可等の内容	利用の許可	市 No. 4 2
---------	-------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市農村環境改善センター条例第 3 条
審査基準	関係条項	鹿沼市コミュニティセンター条例第 4 条、第 5 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市農村環境改善センター利用許可の基準 1 センターの利用については、鹿沼市コミュニティセンター条例（平成 13 年鹿沼市条例第 5 号）の規定を準用する。 2 鹿沼市コミュニティセンター利用申請に対する許可（条例第 4 条） (1) センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (2) 市長は、センターの施設管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする場合に条件を付することができる。 3 鹿沼市コミュニティセンター利用許可基準（条例第 5 条） 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。 (1) 他に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 1 号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又はセンターの利用が暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 施設又は附属設備を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 2 5 年 3 月 1 日変更（※暴力団排除条例の施行に伴う整理 ） 令和 7 年 9 月 2 9 日変更（※鹿沼市コミュニティセンター条例改正に伴う整理）
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1 日（休日は含まない。）
標準処理期間	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 市民協働課

許認可等の内容		使用料の減免	市 No. 4 5
---------	--	--------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市農村環境改善センター条例第 3 条	
審査基準	関係条項	鹿沼市コミュニティセンター条例第 7 条	
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市農村環境改善センター利用許可の基準 1 センターの利用については、鹿沼市コミュニティセンター条例（平成 13 年鹿沼市条例第 5 号）の規定を準用する。 2 鹿沼市コミュニティセンターの減免承認基準（条例第 7 条） 市長は、利用者において使用料を納入できないやむを得ない事情があり、又は利用者から使用料を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料の一部又は全部に相当する額を免除することができる。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 2 5 年 3 月 1 日変更（※減免規定の明確化） 令和 7 年 9 月 2 9 日変更（※鹿沼市コミュニティセンター条例改正に伴う整理）	
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1 日（休日は含まない。）	
標準処理期間	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 市民協働課

許認可等の内容	利用の許可	市 No. 4 8
---------	-------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市栗野生涯学習センター条例第3条
審査基準	関係条項	鹿沼市コミュニティセンター条例第4条、第5条
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市栗野生涯学習センター利用許可の基準 1 鹿沼市栗野生涯学習センター利用申請に対する許可(条例第3条) センターの利用については、鹿沼市コミュニティセンター条例(平成13年鹿沼市条例第5号)の規定を準用する。 2 鹿沼市コミュニティセンター利用申請に対する許可(条例第4条) (1) センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (2) 市長は、センターの施設管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする場合に条件を付することができる。 3 鹿沼市コミュニティセンター利用許可基準(条例第5条) 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。 (1) 他に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する行為をいう。)を行うおそれがある者が利用し、又はセンターの利用が暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 施設又は附属設備を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更(※暴力団排除条例の施行に伴う整理) 令和 7年 9月29日変更(※鹿沼市コミュニティセンター条例改正に伴う整理)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 市民協働課

許認可等の内容	使用料の減免	市 No. 5 0
---------	--------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市粟野生涯学習センター条例第 3 条
審査基準	関係条項	鹿沼市コミュニティセンター条例第 7 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市粟野生涯学習センター利用許可の基準 1 鹿沼市粟野生涯学習センター利用申請に対する許可（条例第 3 条） センターの利用については、鹿沼市コミュニティセンター条例（平成 13 年鹿沼市条例第 5 号）の規定を準用する。 2 鹿沼市コミュニティセンターの減免承認基準（条例第 7 条） 市長は、利用者において使用料を納入できないやむを得ない事情があり、又は利用者から使用料を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料の一部又は全部に相当する額を免除することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 2 5 年 3 月 1 日変更（※減免規定の明確化） 令和 7 年 9 月 2 9 日変更（※鹿沼市コミュニティセンター条例改正に伴う整理）
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1 日（休日は含まない。）
標準処理期間	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 市民協働課

許認可等の内容	特定非営利活動法人の設立の認証	市 No. 5 3
---------	-----------------	-----------

根拠法令及び条項		特定非営利活動促進法第10条第1項
審査基準	関係条項	特定非営利活動促進法第2条第2項及び第12条 特定非営利活動促進法施行条例第2条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 所轄庁は、特定非営利活動法人の設立の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。 (1) 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。 (2) 当該申請に係る特定非営利活動法人が第2条第2項に規定する団体に該当するものであること。 (3) 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。 イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。） ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体 (4) 当該申請に係る特定非営利活動法人が10人以上の社員を有するものであること。 2 設立の認証の申請（県条例第2条） (1) 特定非営利活動法人の設立の認証を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。 ア 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地 イ 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的 ウ その他知事が必要と認める事項 (2) 法第10条第1項第2号ハに規定する住所又は居所を証する書面は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写しその他の規則で定める書面とする。
	参考事項	特定非営利活動促進法の手引き（県 県民文化課編集発行） 特定非営利活動法人制度事務処理要領（県 県民文化課編集発行）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更 (※申請書の内容に「その他の事務所の所在地」を追加) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 4か月以内（縦覧終了後2か月以内）（休日は含まない。）
標準処理期間	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 3)

不利益処分に関する処分基準 個票

市民部 市民協働課

不利益処分の内容	設立の認証の取消し	市 No. 5 5
----------	-----------	-----------

根拠法令及び条項		特定非営利活動促進法第 1 3 条第 3 項（法第 3 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）
処分基準	関係条項	
	基準 （未設定の場合はその理由）	未設定（②）（将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく、又は処分がまれであって、あらかじめ基準を設定することが困難であるため。）
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）

（注）※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 市民協働課

許認可等の内容	特定非営利活動法人の定款の変更の認証	市 No. 5 7
---------	--------------------	-----------

根拠法令及び条項		特定非営利活動促進法第25条第3項
審査基準	関係条項	特定非営利活動促進法第12条及び第25条第5項 特定非営利活動促進法施行条例第3条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 所轄庁は、特定非営利活動法人の設立の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。 (1) 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。 (2) 当該申請に係る特定非営利活動法人が第2条第2項に規定する団体に該当するものであること。 (3) 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。 イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。） ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体 (4) 当該申請に係る特定非営利活動法人が10人以上の社員を有するものであること。 2 定款の変更の認証の申請（県条例第3条） (1) 特定非営利活動法人は、法第25条第3項の認証を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。 ア 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地 イ 変更の内容及び理由 ウ その他知事が必要と認める事項
	参考事項	特定非営利活動促進法の手引き（県 県民文化課編集発行） 特定非営利活動法人制度事務処理要領（県 県民文化課編集発行）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更 (※申請書の内容に「その他の事務所の所在地」を追加) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 4か月以内（縦覧終了後2か月以内）（休日は含まない。）
標準処理期間	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 市民協働課

許認可等の内容	事業の成功の不能による解散の認定	市 No. 5 9
---------	------------------	-----------

根拠法令及び条項		特定非営利活動促進法第 3 1 条第 2 項
審査基準	関係条項	特定非営利活動促進法第 3 1 条第 3 項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 特定非営利活動法人は、目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能による解散の認定を受けようとするときは、その事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。 (1) 「法第 3 1 条第 1 項第 3 号に掲げる事由を証する書面」の規定はなく、民法法人では、事業成功の不能で解散する事由を証する書面は、総会又は理事会で成功の不能を確認した書面でよいとされており、1 つの参考とすること。 (2) 「成功の不能」を「認定」するにあたっては、客観的に事業に関する様々な状況を判断して、実質的にも成功の見込みが全くなっているという「客観的事実」が必要と考えられる。よって、所轄庁においては、客観的事実の有無が判断できるかという点がポイント。
	参考事項	特定非営利活動促進法の手引き (県 県民文化課編集発行) 特定非営利活動法人制度事務処理要領 (県 県民文化課編集発行)
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1 0 ~ 2 0 日 (休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 市民協働課

許認可等の内容	特定非営利活動法人の合併の認証	市 No. 6 4
---------	-----------------	-----------

根拠法令及び条項		特定非営利活動促進法第 3 4 条第 3 項
審査基準	関係条項	特定非営利活動促進法第 1 2 条及び第 3 4 条第 5 項 特定非営利活動促進法施行条例第 7 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 所轄庁は、特定非営利活動法人の設立の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。 (1) 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。 (2) 当該申請に係る特定非営利活動法人が第 2 条第 2 項に規定する団体に該当するものであること。 (3) 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。 イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。） ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体 (4) 当該申請に係る特定非営利活動法人が 1 0 人以上の社員を有するものであること。 2 定款の変更の認証の申請（県条例第 7 条） (1) 特定非営利活動法人は、法第 3 4 条第 3 項の認証を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。 ア 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地 イ 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地 ウ 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人の定款に記載された目的 エ その他知事が必要と認める事項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 2 5 年 3 月 1 日変更 (※関係条項の特定非営利活動促進法施行条例を、第 6 条から第 7 条へ変更) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 4 か月以内（縦覧終了後 2 か月以内）（休日は含まない。）
標準処理期間	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

市民部 市民協働課

不利益処分の内容	改善命令	市 No. 6 5
----------	------	-----------

根拠法令及び条項		特定非営利活動促進法第42条
処分基準	関係条項	特定非営利活動促進法第12条第1項第2号、第3号及び第4号
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 所轄庁は、特定非営利活動法人が第12条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。 2 第12条第1項第2号、第3号及び第4号の規定 (2) 当該申請に係る特定非営利活動法人が第2条第2項に規定する団体に該当するものであること。 (3) 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。 イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。） ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体 (4) 当該申請に係る特定非営利活動法人が10人以上の社員を有するものであること。
	参考事項	特定非営利活動促進法の手引き（県 県民文化課編集発行） 特定非営利活動法人制度事務処理要領（県 県民文化課編集発行） 法人の監督に係る権限行使をするにいたる状況を把握した場合は、まず、県に情報提供を行い、県と連携をとりながら対応すること。
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

市民部 市民協働課

不利益処分の内容	特定非営利活動法人の設立の認証の取消し	市 No. 6 6
----------	---------------------	-----------

根拠法令及び条項		特定非営利活動促進法第 4 3 条第 1 項及び第 2 項
処分基準	関係条項	特定非営利活動促進法第 1 2 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号、第 2 9 条第 1 項並びに第 4 2 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の命令（3 参照）に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は 3 年以上にわたって第 2 9 条第 1 項の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。 2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の命令（3 参照）によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。 3 第 4 2 条の規定 所轄庁は、特定非営利活動法人が第 1 2 条第 1 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
	参考事項	特定非営利活動促進法の手引き（県 県民文化課編集発行） 特定非営利活動法人制度事務処理要領（県 県民文化課編集発行）
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 市民協働課

許認可等の内容	利用の許可	市 No. 6 7
---------	-------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市まちなか交流プラザ条例第 4 条
審査基準	関係条項	鹿沼市まちなか交流プラザ条例第 5 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市まちなか交流プラザ利用の許可の基準 1 鹿沼市まちなか交流プラザ利用許可申請に対する許可 (条例第 4 条) (1) プラザを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (2) 市長は、プラザの施設管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする場合に条件を付することができる。 2 鹿沼市まちなか交流プラザ利用許可基準 (条例第 5 条) 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。 (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 1 号に規定する行為をいう。) を行うおそれがあり、又はそのおそれがある組織若しくは団体に加入している者が利用し、又はプラザの利用が当該組織若しくは団体の利益になると認められるとき。 (3) 施設又は設備を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) その他プラザの管理上支障があると認められるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 5 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7 日 (休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 2 5 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

市民部 市民協働課

不利益処分の内容	利用許可の取消し	市 No. 6 8
----------	----------	-----------

処分基準		拠法令及び条項 鹿沼市まちなか交流プラザ条例第 8 条
	関係条項	鹿沼市まちなか交流プラザ第 4 条、第 5 条及び第 7 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市まちなか交流プラザ利用許可の取消し等 1 鹿沼市まちなか交流プラザ利用許可の取消し等の基準 (第 8 条) 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。 (1) 偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。 (2) 第 4 条第 2 項の規定により付した許可の条件に違反したとき。 (3) 第 5 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 前条の規定に違反したとき。 2 第 4 条第 2 項の規定 市長は、プラザの施設管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする場合に条件を付すことができる。 3 第 5 条の規定 市長は、プラザの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、プラザの利用を許可しない。 (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 1 号に規定する行為をいう。) を行うおそれがあり、又はそのおそれがある組織若しくは団体に加入している者が利用し、又はプラザの利用が当該組織若しくは団体の利益になると認められるとき。 (3) 施設又は付属設備を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) その他プラザの管理上支障があると認められるとき。 4 第 7 条の規定 利用者は、許可を受けた目的以外にプラザを利用し、又はその利用に係る権利を譲渡し、若しくは貸与してはならない。
	参考事項	
設定等年月日		平成 2 5 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 市民協働課

許認可等の内容	使用料の減免	市 No. 6 9
---------	--------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市まちなか交流プラザ条例第 1 2 条
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 鹿沼市まちなか交流プラザ使用料の減免承認基準 市長は、使用料を納入できないやむを得ない事情があり、又は使用料を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料の一部又は全部に相当する額を免除することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 5 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7 日 (休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 2 5 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 市民協働課

許認可等の内容	使用料の還付	市 No. 7 0
---------	--------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市まちなか交流プラザ条例第 1 3 条
審査基準	関係条項	鹿沼市まちなか交流プラザ条例施行規則第 9 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 使用料の還付 (条例第 1 3 条) 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 利用者の責めに帰することができない理由により、プラザを利用することができなくなったとき。 (2) 規則で定める期間内に利用許可の申請の取下げ又は変更を申し出たとき。 (3) その他市長が特に必要と認めるとき。 2 条例第 1 3 条ただし書の規定により使用料を還付するときの基準は、次のとおりとする。 (1) 条例第 1 3 条第 1 号に該当するときは、既に納付した使用料の全部 (2) 条例第 1 3 条第 2 号又は第 3 号に該当するときは、イベントホール及び会議室については既に納付した使用料の 2 分の 1 3 条例第 1 3 条第 2 号の規則で定める期間内とは、利用許可の申請をした日から起算して利用日の前日までの期間内とする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 5 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7 日 (休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 2 5 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 市民協働課

許認可等の内容	特別の設備の設置等の許可	市 No. 7 1
---------	--------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市まちなか交流プラザ条例第 9 条			
審査基準	関係条項				
	基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (②) (将来的に申請の対象が見込まれるものの、過去に申請実績がなく、又は申請がまれであって、あらかじめ基準を設定することが困難であるため。)			
	参考事項				
	設定等年月日	平成	年	月	日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 7 日 (休日は含まない。)			
	設定等年月日	平成 2 5 年	3 月	1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 市民課

許認可等の内容	埋葬、火葬又は改葬の許可	市 No. 7 3
---------	--------------	-----------

根拠法令及び条項		墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項
審査基準	関係条項	墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項 墓地、埋葬等に関する法律施行規則第1条、第2条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 埋葬、火葬又は改葬の許可（法第5条第1項） 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長の許可を受けなければならない。 2 許可基準（施行規則第1条及び2条） ア 埋葬及び火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、墓地、埋葬等に関する法律第5条第2項に規定する市町村長に提出しなければならない。 (ア) 死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名） (イ) 死亡者の性別（死産の場合は、死児の性別） (ウ) 死亡者の生年月日（死産の場合は、妊娠月数） (エ) 死因 (オ) 死亡年月日（死産の場合は分べん年月日） (カ) 死亡場所（死産の場合は分べん場所） (キ) 埋葬又は火葬場所 (ク) 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄 イ 改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、墓地、埋葬等に関する法律第5条第2項に規定する市町村長に提出しなければならない。 (ア) 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名） (イ) 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日） (ウ) 埋葬又は火葬の場所 (エ) 埋葬又は火葬の年月日 (オ) 改葬の理由 (カ) 改葬の場所 (キ) 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者との関係
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日（休日は含まない。）
標準処理期間	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 市民課

許認可等の内容	使用の許可	市 No. 7 4
---------	-------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市斎場条例第 3 条第 1 項
審査基準	関係条項	鹿沼市斎場条例第 3 条第 2 項 鹿沼市斎場条例施行規則第 5 条、第 6 条及び第 7 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 斎場利用基準 (1) 市長は、許可の申請が次に掲げる場合に該当するときに限り、これを許可することができる。ただし、市長が斎場の使用及び管理に支障がないと認める場合は、この限りでない。 ア 火葬の申請（イの申請を除く）であって、当該火葬に係る死亡者が本市の住民である場合又は規則で定めるものである場合 イ 死産児の火葬の申請であって、当該死産児の父または母が本市の住民である場合（条例第 3 条第 2 項） ウ 手術肢体の焼却の申請であって、当該手術肢体に係る手術を受けた者が本市の住民である場合 (2) 斎場を使用しようとする者が同時に数人あるときは、申請の順序によりその使用を許可する。ただし、感染症死体と普通死体とが同時に申請されたときは、感染症死体が優先する。（規則第 5 条） (3) 市長は、斎場の使用申請者が多数あって、火葬に支障があると認めるときは、使用を拒否することができる。（規則第 6 条） (裏面 1 へ)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 令和 7 年 1 0 月 1 日変更（※利用基準の見直し） 平成 年 月 日変更（※）
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日（休日は含まない。）
標準処理期間	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 市民課

許認可等の内容	使用の許可	市 No. 7 4
---------	-------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市斎場条例第 3 条第 1 項
審査基準	関係条項	鹿沼市斎場条例第 3 条第 2 項 鹿沼市斎場条例施行規則第 5 条、第 6 条及び第 7 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	(裏面 1) (施行規則第 7 条) 条例第 3 条第 2 項第 1 号 (前頁ア) の規則で定めるものは、火葬に係る死亡者が次の各号のいずれにも該当する者である申請とする。 (1) 死亡時において次に掲げる施設に入所していた者 ア 老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム イ 老人福祉法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム ウ 老人福祉法第 20 条の 6 に規定する経費老人ホーム エ その他入所のため市外に転居することがやむを得ない施設として市長が認めるもの (2) 第 1 号の施設に入所する直前の住所が本市にあった者
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 令和 7 年 1 0 月 1 日変更 (※利用基準の見直し) 平成 年 月 日変更 (※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 市民課

許認可等の内容		斎場使用料の減免	市 No. 7 7
---------	--	----------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市斎場条例第 7 条	
審査基準	関係条項	鹿沼市斎場条例施行規則 8 条第 1 項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 斎場使用料の減免 (条例第 7 条) 市長は、利用者において使用料を納入できないやむを得ない事情があり、又は利用者から使用料を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料の一部又は全部に相当する額を免除することができる。	
		2 斎場使用料減免の基準 (施行規則 9 条第 1 項) 条例第 7 条の規定により使用料の減免をすることができるのは、申請者が本市の住民であって、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) 生活保護法 (昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号) の規定に基づく生活扶助を受けている場合 (2) その他市長が特に必要と認める場合	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 2 5 年 3 月 1 日変更 (※減免規定の明確化) 令和 7 年 1 0 月 1 日変更 (※引用条項の整理)	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日 (休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 2 1 年 3 月 1 日変更 (※標準処理期間の短縮 (1 日⇒即日)) 平成 年 月 日変更 (※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

市民部 市民課

許認可等の内容		住民票の消除に関する処分	市 No. 7 9
---------	--	--------------	-----------

根拠法令及び条項		住民基本台帳法施行令第 8 条	
処分基準	関係条項		
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている者が転出をし、又は死亡したときその他その者についてその市町村の住民基本台帳の記録から除くべき事由が生じたときは、その者の住民票（その者が属していた世帯について世帯を単位とする住民票が作成されていた場合にあっては、その住民票の全部又は一部）を消除しなければならない。（住民基本台帳法施行令第 8 条） 2 判定基準については、別紙のとおり。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 令和 7 年 1 0 月 1 日変更（※判定基準の明確化） 平成 年 月 日変更（※）	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

3 実態調査判定基準票

NO	事 例	迷 惑 を 掛 け て い る 度 合 い	判 定 基 準	実 際 の 処 分
1	一軒家だが、誰も居住していない場合	第三者に及ぼす影響はない(仮にあっても低い)と考えられる。	処分は保留	
2	一軒家だが、その家は競売に掛けられて、既に次の入居者が入っている場合	一軒家であっても、新しい住人がいるのであれば、その者に多大な迷惑を及ぼしている。	猶予期間を設けずにすぐに消除	
3	住民登録地を訪ねたが、そこには家らしきものもなく、近所の人に聞いても、その人の事を知っている人は全く居ない場合	居る事の確認も、居ない事の確認も取れないのだから、処分の判断をする事はできない。また、建物もないことから、次の入居者に及ぼす影響を考える必要もない。更に、別の観点から見ると、住民登録地の届出を間違っている可能性もある。後日、地番錯誤届に訪れる可能性もあることを考えると、積極的に消除する必要はないという結論になる。	処分は保留	
4	-1 実態調査対象者が、アパート・寮等に住民登録している場合	アパートの大家から見ると、次の入居者を入れることを考えても、迷惑の度合いは高い。また、仮に次の入居者が入ってしまったら、第三者に及ぼす迷惑度はより高くなる。	左の理由から、このような場合は職権消除の対象となる。但し、入居者から見ると、住所異動のための一定の猶予期間を設ける必要がでてくる。その猶予期間は、6ヶ月とし、また起算日は、契約期間満了の日とする。 ※一般的に、契約期間満了日までには入居できる権利があるから。また、契約期間内で、長期間、他県に仕事に出かけている、或いは海外に行っていることも考えられるから。	
	-2 実態調査対象者が、アパートに入居していて、夜逃げをしてしまった場合	上と同じ。	上と同じ判定基準になる。ただし、起算日は、対象者が居なくなった日から6ヶ月とする。	
5	実態調査対象者が、アパートに住民登録している。大家に確認を取ったところ、そのような者とは契約をした事がないという場合	その者がその部屋に住民登録ができる権利は一切ない。更に、第三者(大家及び入居者)にも多大な迷惑を掛けられていると考えられる。	猶予期間を設けずにすぐに消除	
6	実態調査対象者が、あるアパートに入居しているが、そのアパートの大家は、入居者のプライバシーを理由に、入居状況の一切を教えてくれない場合	入居状況の確認が取れない以上、判断ができないので、処分保留となる。また、大家及び入居者に迷惑を掛けられているという観点からすれば、一番迷惑を被るはずの大家が情報を提供しないのだから、その点を考慮する必要もない。	処分は保留	
7	-1 顔見知りではあるが、一緒に住んだことは一切ない。また住所変更するように連絡を取りたいが、連絡をすることができない場合	本来の居住者から住所を置くことの了承を得ておらず、またその住所での生活実態もないことから、本来の居住者に多大な迷惑を掛けられていることが考えられる。	猶予期間を設けずにすぐに消除	
	-2 一緒に住んでいたが、突然どこかに引越してしまった。住所変更するように連絡を取りたいが、連絡をすることができない場合	ほぼ上記と同じと考える事ができる。	猶予期間を設けずにすぐに消除	
8	ある家族の一部の者が、実態調査対象となっている。そこに住んで居ない事は明らかだが、家族の一部の者から、住民票を消さないで欲しいとの要望があった場合	家族に迷惑を掛けられているかという観点から見れば、消さないで欲しいと要望した者とそうでない者で、判断は分かれることになる。基本的に、家族間の揉め事は、第三者が介入せずに、家族間で話し合っただけでその総意で決める事がよいと考えられる。	家族間の総意があった場合のみ、消除とする。様式は、別紙のとおり。	
9	実態調査対象者が、病院に入院或いは刑務所に入所している場合	いずれの場合も、住民異動をすることは事実上難しいと考えられる。	処分は保留	

する。処分の種類としては、①職権消除 ②一定期間経過を待って職権消除 ③保留(処分しない) に分かれる。

[illegible]

判定基準作成にあたっての基本となる考え

基本となる考え: 実態調査の対象者が、住民登録をし続けることで、結果的に第三者に与える影響(迷惑)の大きさによって、処分の判断を決める。影響の大小によって、処分は

- ①職権消除
- ②一定期間経過を待って職権消除
- ③保留

に分かれる。具体的には判定基準を参照。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 人権・男女共同参画課

許認可等の内容	利用の許可	市 No. 8 0
---------	-------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市隣保館条例第5条
審査基準	関係条項	鹿沼市隣保館条例第4条及び第6条
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市隣保館利用の許可の基準 1 鹿沼市隣保館利用許可申請に対する許可(条例第5条) (1) 隣保館を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (2) 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、条件を付することができる。 2 利用者の範囲(条例第4条) 隣保館を利用することができる者は、隣保館の目的を達成するため、その利用が適当であると認められる者とする。 3 隣保館利用許可基準(条例第6条) 市長は、隣保館の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、隣保館の利用の許可をしない。 (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する行為をいう。)を行うおそれがある者が利用し、又は隣保館の利用が暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 特定の政党を支持し、若しくはこれに反対し、又はその他の政治的活動を行うと認められるとき。 (4) 特定の宗教、教派若しくは教団を支持し、若しくはこれに反対し、又はその他の宗教的活動を行うと認められるとき。 (5) 専ら営利を目的とする事業その他これに類するものと認められるとき。 (6) 隣保館設置の目的に反すると認められるとき。 (7) その他隣保館の管理上支障があると認められるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日 設定 平成 1 6 年 8 月 1 日 変更(※許認可基準の明確化) 平成 2 5 年 3 月 1 日 変更(※暴力団排除条例の施行に伴う整理)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1 日(休日は含まない。)
標準 処理 期間	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日 設定 平成 年 月 日 変更(※) 平成 年 月 日 変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 3)

不利益処分に関する処分基準 個票

市民部 人権・男女共同参画課

不利益処分の内容	利用許可の取消し等	市 No. 8 1
----------	-----------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市隣保館条例第 7 条
処分基準	関係条項	鹿沼市隣保館条例第 5 条第 2 項、第 6 条 社会福祉法第 2 条第 3 項第 1 1 号
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市隣保館利用許可の取消し等 1 隣保館利用許可の取消し等の基準 (第 7 条) 市長は、利用者が利用目的又は利用条件に違反したと認められるときは、利用許可を取り消し、又は利用を停止することができる。 2 利用目的 (第 1 条及び社会福祉法第 2 条第 3 項第 1 1 号) 隣保事業 (隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。)を実施することにより、人権啓発を図り、もって人権問題の解決に資する。 3 利用条件 (第 5 条第 2 項) 市長は、利用の許可をする場合においては、条件を付することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 人権・男女共同参画課

許認可等の内容	利用の許可	市 No. 8 2
---------	-------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市同和対策集会所条例第4条
審査基準	関係条項	鹿沼市同和対策集会所条例第3条及び第5条
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市同和対策集会所利用の許可の基準 1 会館利用許可申請に対する許可(条例第4条) (1) 会館の利用許可を受けようとする者は、あらかじめ鹿沼市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。 (2) 教育委員会は、前項の規定による許可をする場合においては、条件を付することができる。 2 利用者の範囲(条例第3条) 鹿沼市南部地区会館(以下「会館」という。)を利用することができる者は、会館の目的を達成するため、その利用が適当であると認められる者とする。 3 会館利用許可基準(条例第5条) 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の利用を許可しないものとする。 (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する行為をいう。)を行うおそれがある者が利用し、又は会館の利用が暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 特定の政党を支持し、若しくはこれに反対し、又はその他の政治的活動を行うと認められるとき。 (4) 特定の宗教、教派若しくは教団を支持し、若しくはこれに反対し、又はその他の宗教的活動を行うと認められるとき。 (5) 専ら営利を目的とする事業その他これに類するものと認められるとき。 (6) 会館設置の目的に反すると認められるとき。 (7) その他会館の管理上支障があると認められるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日 設定 平成 1 6 年 8 月 1 日 変更(※許認可基準の明確化) 平成 2 5 年 3 月 1 日 変更(※暴力団排除条例の施行に伴う整理)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日 設定 平成 年 月 日 変更(※) 平成 年 月 日 変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分の内容		利用許可の取消し等	市 No. 8 3
----------	--	-----------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市同和対策集会所条例第 6 条	
処分基準	関係条項	鹿沼市同和対策集会所条例第 1 条及び第 4 条第 2 項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市同和対策集会所利用許可の取消し等 1 鹿沼市同和対策集会所利用許可の取消し等の基準（第 6 条） 市長は、第 4 条第 1 項の規定による許可を受けた者が利用目的又は利用条件に違反したと認められるときは、利用許可を取り消し、又は利用を停止することができる。 2 利用目的（第 1 条） 基本的人権を尊重し、同和問題を始めとする様々な人権問題を解決するために、住民の人権意識の高揚、健康の増進及び生活文化の振興を図ることを目的とする。 3 利用条件（第 4 条第 2 項） 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、条件を付することができる。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。